

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧																		
<p>愛媛県手数料条例</p> <p>平成12年3月24日 条例第3号</p> <p>(指定試験機関等への納入)</p> <p>第7条 法律の規定に基づき知事が別表1の表20の項、26の項、35の項、51の項、52の項若しくは84の項、別表2の表1の項、104の2の項から104の4の項まで、104の8の項、104の10の項、106の2の項若しくは107の項、別表5の表7の項、48の項若しくは64の項又は別表6の表16の項若しくは32の項に掲げる事務を行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う当該各項に規定する試験、分析、研修、調査又は情報の公表(以下「試験等」という。)を受けようとする者は、当該各項に定める手数料を当該試験等を行う指定試験機関等に納入しなければならない。この場合において、第3条から前条までの規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定試験機関等の定めるところによる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表(第2条、第3条、第7条関係)</p> <p>2 保健福祉関係事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事務</th> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～104 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>104の2 介護 保険法(平成 9年法律第1 23号)第69条 の2第1項の 規定に基づく 介護支援専門</td> <td>介護支 援専門 員実務 研修受 講試験 手数料 (試験</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	1～104 省略			104の2 介護 保険法(平成 9年法律第1 23号)第69条 の2第1項の 規定に基づく 介護支援専門	介護支 援専門 員実務 研修受 講試験 手数料 (試験	1,000円	<p>愛媛県手数料条例</p> <p>平成12年3月24日 条例第3号</p> <p>(指定試験機関等への納入)</p> <p>第7条 法律の規定に基づき知事が別表1の表20の項、26の項、35の項、51の項、52の項若しくは84の項、別表2の表1の項、104の2の項_____、106の2の項若しくは107の項、別表5の表7の項、48の項若しくは64の項又は別表6の表16の項若しくは32の項に掲げる事務を行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う当該各項に規定する試験、分析_____、調査又は情報の公表(以下「試験等」という。)を受けようとする者は、当該各項に定める手数料を当該試験等を行う指定試験機関等に納入しなければならない。この場合において、第3条から前条までの規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定試験機関等の定めるところによる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表(第2条、第3条、第7条関係)</p> <p>2 保健福祉関係事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事務</th> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～104 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	1～104 省略					
事務	名称	金額																	
1～104 省略																			
104の2 介護 保険法(平成 9年法律第1 23号)第69条 の2第1項の 規定に基づく 介護支援専門	介護支 援専門 員実務 研修受 講試験 手数料 (試験	1,000円																	
事務	名称	金額																	
1～104 省略																			

新			旧		
員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定	問題作成事務手数料)				
104の3 介護保険法_____第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施	介護支援専門員実務研修受講試験手数料(試験実施事務手数料)	8,000円	104の2 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施	介護支援専門員実務研修受講試験実施事務手数料	8,000円
104の4 介護保険法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施	介護支援専門員実務研修受講手数料	21,000円			
104の5 ~ 104の7 省略			104の3 ~ 104の5 省略		
104の8 介護保険法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員再研修の実	介護支援専門員再研修受講手数料	21,000円			

新			旧		
施					
104の9 省略			104の6 省略		
104の10 介護 保険法第69条 の8第2項の 規定に基づく 介護支援専門 員更新研修の 実施	介護支 援専門 員更新 研修受 講手数 料	(1) 介護支援専門員証の交付を受け てから、その有効期間が満了する までに介護支援専門員として実務 に従事した経験を有しない者に対 する更新研修 21,000円 (2) 介護支援専門員証の有効期間中 に、介護支援専門員の業務に従事 しているか又は従事していた経験 を有する者に対する更新研修 23 ,000円（介護支援専門員証の有効 期間の更新が2回目以降の場合に あっては、12,000円）			
105～113 省略			105～113 省略		
備考 省略			備考 省略		